		オズルヨージャン半国アンマンマ	(以二一派室沪去客」としいこ
取締役		却が必要であると判断すること。	羽頂一定
夏天者決していたのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	記却代金による資券の予済がある場合にはこれにはる。 「「「「「「「「」」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	※利金を25555111111の海を25万号成軍肖湯価償封により又はその他の理由により当社に	減資消去可能額
東京都書文学の日本の一下である。	(記叩こ半う発費、特定資産の一部を売	特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは	資本金
全ての優先出資		二、優先資本金の額の減少をする要件	取締役が適切と判断する時期。
資 の 程 類	第百十条第二項の規定により公告いたします。	を優先出資社員に対して分配すること。	三、優先資本金の額の減少をする時期
ナー名優労資本金の額の減少の文象とたる優労日	取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律	限る。以下「減資消却可能額」とい	却が必要であると判断すること。
	二十九年	余剰資金(もしあれば)の累計額(但し、正数	余剰資金があることにより取締役が簡易減資消
ム系に参に文し	金の額の減少に	らを控除したもの。)、減価償却並びにその他の	減価償却により又はその他の理由により当社に
			特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは
八、肖却に要する金額又はその計算方法	文音で	による売却代金(売却に伴う経費、売却益及び	二、優先資本金の額の減少をする要件
超えないものとする。	可定者が行いていていていたいです。	初年度からの特定資産の一部を売却したこと	を優先出資社員に対して分配すること。
却総口数」という。)は、減資消却可能総口数を	東京都告え シリニーニー	一、優先資本金の額の減少をする目的	の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。)
資社員の個別消却口数を合計した数(以下「消	平戊二十九年三月二十二日	第百十条第二項の規定により公告いたします。	· 剰資金(もしあれば)の累計額(但し
切り捨てた口数とする。また、すべての優先出	全ての憂先出資。	取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律	したもの。)、減価償却並びにその
合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を	9	二十九	による債務の弁済がある場合には
数 (既に減資消却された分を除く。)に占める割	九、各憂た資本金の領の咸少の対象となる憂先出	優先資本金の額の減少に係る事項の公告	による売却代金(売却に伴う経費、売却益及び
口数が当該時点における発行済優先出資の総口	1	取締役・ビーンで	初年度からの特定資産の一部を売却したこと
時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の	肖印絵コ数こ付レ、金一円を乗じて导られる	特定目的会社●●●●●●●	一、優先資本金の額の減少をする目的
口数 という。)は、かかる消却が行われる前の	×.	東京都港区の第一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	第百十条第二項の規定により公告いたします。
V.,		平成二十九年三月二十二日	取締役決定に先立ち。資産の流動化に関する法律
る。「「「「「「「「」」」」」「「」」」「「」」」「「」」」」「「」」」」「「」」」」		全ての優先出資。	当社は 平成二十九年四月六日に予定している
の学出資一口はいき金一日にの本他消去とで	資社員の個別消却口数を合計した数(以下「消	資の種類	本金の額の洞少に係
を占出全一コニのを会一日での 「貴当の プ治	。また、す	九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出	2
コ、肖印〇宁去二、肖印〇宁去	合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を	•	特定目的会社
主める肖印総コ枚上司枚上する。)。 1997年1月11日の1月11日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の	数 (既に減資消却された分を除く。)に占める割		東京都港区は「「三」の「一」
取締役が合理的こ決定する数(目し、後記七こ)	口数が当該時点における発行済優先出資の総口	八、消却に要する金額又はその計算方法	平成二十カ年三月二十二日
「咸資消却可能総口数」という。)を上限として、	時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の	ものとする。	また こ L E L
	か	能総口約	全ての憂む出せ。
六、消却する優先出資の口数又はその計算方法	お口数 (以下一個別消	資社員の個別消却口数を合計した数(以下「消	ナ 名信学道本会の客の派引の文象とたそ信学出 その重頁
			、各憂白蒼は会つ頂り
五、消却する優先出資の種類	優先出資一口につき金一円での有償消却とす	合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を	。 ・ と に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
(以下「減資消却額」という。)。		数(既に減資消却された分を除く。)に占める割	り印絵コ女ごサン、 金一日を長じて导られる ア 消去に要する金箸又にその言算ブお
額(但し、後記八に定める金額と同額とする。)	定める消封総口数と同数とするし	口数が当該時点における発行済優先出資の総口	し、肖印こ要する 会頁 ス よ こ り 十 算 方 去 一 声 ラ た し そ の と っ そ
減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金		資社員の保有する優先出資	う姿し
四、減少する優先資本金の額又はその計算方法		、かかる消却が行われる	にいう。こよ、
		各優先出資社員の消却口数(以下「個別消却	ての優
三、優先資本金の額の減少をする時期		Ĭ.	「を洞資消去可能総口勞に乗り
却が必要であると判断すること。	全ての優先出資。		13
余剰資金があることにより取締役が簡易減資消	五、消却する優先出資の種類	、定める	口数が当該時点における発行済優先出資の総口
減価償却により又はその他の理由により当社に	(以下「減資消却額」という。)。	役が合理	時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の
特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは	額(但し、後記八に定める金額と同額とする。)	()を上四	かる消却が行われる
二、優先資本金の額の減少をする要件	囲内で取締役が定める金	減資消却額を一円で除して得られる数(以下	の消却口数(以下「個別消
を優先出資社員に対して分配すること。	優先資本金	六、消却する優先出資の口数又はその計算方法	۵°,
の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。)	切と判断	全ての優先出資	
余剰資金(もしあれば)の累計額(但し、正数	三、優先資本金の額の減少をする時期	一五、消却する優先出資の種類	一七、消却の方法